

一 医療法等の一部を改正する法律案提案理由説明

医療法等の一部を改正する法律案提案理由説明

ただいま議題となりました医療法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

高齢化に伴う疾病構造の変化や医療の高度化、さらに医療についての情報提供の在り方など、医療を取り巻く環境は、今、大きく変化しようとしています。こうした状況の変化を踏まえ、今後とも良質な医療を効率的に提供することができるよう、入院医療の提供体制を見直すとともに、医療における情報提供の推進、さらに医療従事者の資質の向上を図るための医療法等の一部を改正する法律案を第四百四十七回国会に提出しましたが、衆議院の解散に伴い廃案となり、成立をみるに至りませんでした。

しかしながら、今回の改正は、抜本改革に向けた第一歩であり、一刻も早くその実現を図る必要があることから、ここに再度この法律案を提案し、御審議を願うこととした次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、入院医療の提供体制の見直しであります。

これまでは、精神病床、感染症病床及び結核病床以外の病床は、すべて「その他の病床」として取り扱

われておりましたが、これを長期療養のための「療養病床」と看護婦の配置を手厚くした「一般病床」とに区分し、それぞれの機能に相応しい基準を定めることとしております。また、人員の配置が基準に照らして著しく不十分であるため、適正な医療の提供に著しい支障が生じる場合には、人員の増員又は業務の停止を命じることができるとしてしております。

第二に、医療における情報提供の推進であります。

医業等に関する広告規制を緩和し、診療録などの情報を提供することができる旨などを広告事項として追加することとしております。

第三に、医療従事者の資質の向上であります。

医師及び歯科医師に対する臨床研修については、現在、努力義務とされていますが、診療に従事しようとする場合、医師については二年以上、歯科医師については一年以上の臨床研修を必修化することとし、病院又は診療所の管理者は、臨床研修を修了した者とするなどを規定することとしております。

最後に、この法律の施行期日は、公布の日から六月以内の政令で定める日としておりますが、医師の臨床研修の必修化に関する規定については平成十六年四月一日から、歯科医師の臨床研修の必修化に関する

規定については平成十八年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。